

**1. 基本情報**

- (1) 国名：バハマ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名  
バハマ全域
- (3) 案件名：和名（括弧内に英文名又は現地語名を記載）  
経済社会開発計画（the Economic and Social Development Programme）
- (4) 事業の要約：

本事業はバハマ内閣府等に対し、ポンプ、重機、トラック等を供与することにより、同国の災害時におけるインフラ復興及の能力向上を図り、もって同国の防災・環境対策に寄与する。

**2. 事業の背景と必要性**

- (1) 本事業を実施する外交的意義

バハマは、1996年のDAC援助受取国・地域リストの改訂の際、同リスト掲載国から外れていたが、我が国は、同国の抱える小島嶼国に特有の脆弱性克服のための協力を行うこととし、2015年7月の日・カリコム首脳会合において、対カリコム政策として、「小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」を行う旨表明した。

本事業は、上記コミットメントに基づく具体的な協力の一環として実施するものであり、ハリケーンが多発するバハマの経済社会開発への貢献を通じ、同国と我が国の二国間関係強化に寄与する。

また、同国を含むカリコム諸国（計14か国）は、国際場裡において共通の投票行動を取る傾向があり、同国との連携強化は、国連の安保理改革や各種国際選挙、国際捕鯨委員会（IWC）や気候変動交渉などにおける各種支持取り付けの観点からも極めて重要である。

- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バハマは観光を主要産業とし、観光客の多くを隣国米国に依存していることから、2009年のリーマンショック後、米国経済の落ち込みに伴い、GDP成長率も大きく低下した。その後2年間は、景気は停滞したものの、2011年を境に成長傾向が続くなど、マクロ経済全般は良好である。

同国が所在するカリブ海地域は、ハリケーンや地震、津波などの自然災害が頻発する地域であるところ、防災分野の対応については、関係省庁で連携の上防災に努めるとともに、災害発生時の対応を行っている。

しかしながら、気候変動の影響による干ばつ、集中豪雨、さらにはハリケーンといった自然災害に対し、小島嶼開発途上国という地理的条件によって、全国規模の対策が遅れている。とりわけ、離島の住民は、所得水準が低く、災害に対する脆弱性は甚だしく、地方部における防災拠点の整備が至急求められ、防災機材の確保が課題とな

っている。現在、北部及び中部の主要な島に、防災用倉庫等の拠点を設置しているが、南部は整備されておらず、全国規模の迅速な対応体制の構築は不十分なままである。

このような状況を受けて、現在、政府は、南部の中心的な島に拠点を設置する計画を進めている。また、防災分野における基本的機材、とりわけ重機及び機材の輸送用大型車両が不足している。本事業は、こうしたニーズを踏まえ実施するもの。

#### (3) バハマに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

対バハマ国別開発協力方針は、現在、新規策定中であるが、同国の脆弱性の克服のために必要な支援を行うこととしている。

#### (4) 他の援助機関の対応

UNISDR や米州開発銀行が防災対策や自然災害時の緊急支援を行っている。

#### (5) 本事業を実施する開発政策上の意義

自然災害に脆弱な同国に対する我が国の知見・優れた技術を活用した防災機材の供与を通じ、同国の経済社会開発を支援するとともに、同機材・製品等に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出することで、日本経済の活性化に貢献することが期待される。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ① 事業の目的

本事業はバハマ内閣府等に対し、ポンプ、重機、トラック等を供与することにより、同国の災害時におけるインフラ復興及の能力向上を図り、もって同国の防災・環境対策に寄与する。

##### ② 事業内容

###### ア 施設・機材の内容

【機材】我が国で製造された防災機材（ポンプ、重機、トラック等）を想定。

###### イ 調達的方式

実際に供与される機材、その仕様及びメーカー等は、交換公文締結後に、政府間協議会の場での両政府間の確認及び調達代理機関による現地調査等を踏まえ確定の上、最終的には調達代理機関による入札を通じ決定される。

##### ③ 他の JICA 事業との関係

2015年度より、防災、環境、気候変動分野の課題別研修を実施している。

#### (2) 事業実施体制

##### ① 事業実施機関／実施体制

国家緊急管理庁。同庁は、首相府所管の災害対策機関であり、計18名の職員は、長官（王立国防軍からの出向者。軍籍保有者。）及び文民の一般職員17名から構成される。

##### ② 他機関との連携・役割分担

国家緊急管理庁は、災害諮問委員会（首相及び他の閣僚により構成）の決定に基づき、災害管理委員会（全省庁及びNGO団体の幹部により構成）で対応を協議し、国家緊急管理庁事務局が具体的な対策の指揮を担う。

また、同庁の指揮の下、王立国防軍が、緊急支援機能部隊の一部として動員される。緊急支援機能部の中で、輸送（第一部）、通信（第二部）、公共事業・エンジニアリング（第三部）、国際支援（第四部）、シェルター・サービス（第六部）、救援物資・配布（第七部）、搜索・救出（第九部）、危険物資（第十部）に要員を派遣する（第五部及び第八部は軍関係ではない他の国内官庁が担当。）。

従って、王立国防軍が災害時に供与機材を使用することも想定される。

③ 運営／維持管理体制

国家緊急管理庁が供与機材の管理を負う。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 ■A □B □C □FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、また影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(4) その他特記事項

本事業では、上記（2）のとおり、王立国防軍が供与機材を使用することが想定されているが、①協力の趣旨・目的、②対象主体、③内容・効果の観点から、その必要性が認められる。

<b>4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用</b>
------------------------------

供与機材が本事業の当初の目的に合致した形で適切に管理されることが本事業の核心をなすところ、在ジャマイカ大使館よりフォローアップを行うこととする。

以上

[別添資料] 地図

バハマ 地図



バハマ